

藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例の一部を改正する条例

藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例（平成25年藤枝市条例第48号）の一部を次のように改正する。

本則中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。